

別紙

諮問第585号

答 申

## 1 審査会の結論

「平成29年度東京都立〇〇学校中学部前期入学者決定面接進行表（シナリオ）」ほか4件の一部開示決定において非開示とした部分のうち、別表4に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分は非開示が妥当である。

「平成29年度東京都立〇〇学校中学部前期・後期入学者決定面接録画及び録音データ」を不存在を理由として非開示とした決定は妥当である。

## 2 審査請求の内容

### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が子（以下「本児」という。）の法定代理人として行った「平成29年度 都立〇〇学校中学部入学者選考（前期・後期）に関する私の答案及び面接評価内容がわかるもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都教育委員会が平成29年2月15日付けで行った一部開示決定及び非開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

### (2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

当方が納得いく回答ではなく、審査請求を希望する。

一部開示された箇所についても不透明であり、不平等な操作があると感じる。

非開示のプレゼン及び面接の記録がないことについては不服がある。

点数化して合否を出しているため、記録は必要である。記録がなければ説明をお願いする。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

次のとおり、(1)については、不存在を理由とする非開示決定を行ったものであり、(2)から(5)までについては、条例16条6号に該当する非開示情報を含むものと判断し一部開示決定を行ったものである。

#### (1) 「平成29年度東京都立〇〇学校中学部前期・後期入学者決定 面接録画及び録音データ」について

東京都立〇〇学校（以下「本件学校」という。）の入学者決定面接においては、受検生の面接の様子について録画及び録音は行っておらず、それらのデータは存在しないため、不存在による非開示とした。

#### (2) 「平成29年度東京都立〇〇学校中学部前期入学者決定 面接進行表（シナリオ）」及び「平成29年度東京都立〇〇学校中学部前期入学者決定 面接記録用紙兼評価用紙」について

この資料は、面接官又は面接の記録担当者（以下「面接官等」という。）が面接試験の際、面接の進行及び記録等に使用するものである。

##### ア 面接官の説明及び質問等

当該箇所には、面接の進行に係る面接官による説明の台詞や面接官が受検生に投げ掛ける質問の内容、評価のポイントが記載されている。これらのうち説明の台詞及び質問内容は、受検生が小学生であって経験や知識の幅がまだ広くないことを踏まえた上で、さらに、障害がある受検生の日本語力に配慮して平易で均質な言い回しで構成するよう、また、受検生ごとに異なる障害の状況やそれに伴う学習環境の違いによって有利不利が生じることのないように工夫して作られている。

そのため、これらの内容は必然的にバリエーションが限られてくるものであり、当該箇所を開示すると、面接の流れや質問内容の傾向が明らかとなり、容易に受検対策に利用されることが想定される。そして、受検技術に基づく偏った学習をする者が高評価を得ることが可能となり、本件学校が求める力を受検生が真に持ち合わ

せているかどうかを測ることが妨げられ、適切な入学者決定業務に支障を来すおそれがある。

また、受検生の力を適正に測るために、先述のとおり受検生ごとに有利不利が生じないように配慮しつつ、さらにこうした受検対策のみでは容易に対応できない質問内容を練り上げる必要が生じ、作問業務の負担が増大する。作問業務は、授業や生徒指導、学校行事などの通常の学校運営に係る業務と並行して行われるため、当該業務の負担増大は、通常の学校運営業務への著しい支障につながるおそれがある。このことは入学者を決定するための検査を実施する都立学校においてはどの学校でも想定されるものであるため、本件において当該箇所を開示することは、他の都立学校における業務の支障を生じさせるおそれがある。

次に、評価のポイントについては、当該内容が開示されることにより、本件学校の面接における評価の基準が明らかになり、入学者決定の受検対策に利用されることが危惧され、ひいては公平・公正であるべき入学者決定業務に支障を来すおそれがある。

また、当該文書は面接官等が記入するものであり、当該評価基準は、指導経験を積み、評価者としての訓練を受けた面接官等が使用することを前提としているものである。面接官等以外の者が当該内容を見た場合には、その内容を適切に把握できず、誤った理解の下で自己評価を行うなどにより面接の結果について更なる疑義を生じさせ、その結果として本件学校の入学者決定の公平性・公正性に対する信頼感を損ね、面接評価のやり直しを求められるなど、厳正かつ適正な入学者決定業務に支障を来すおそれがある。

さらに、入学者決定に係る業務は細心の注意を要し、面接官等に心理的重圧がかかるものであるところ、開示によって、問合せ・苦情により丁寧な対応を求められることが増え、面接官等の心理的負担が更に増大することが容易に想定される。そして、こうした問合せ・苦情の対応も、上記に述べた作問業務と同様の理由で、通常の学校運営業務への著しい支障、そして他の都立学校における業務の支障を生じさせるおそれがある。

## イ 評価

開示されることが前提となると、面接官等による忌憚のない評価が妨げられ、厳

正かつ適正な入学者決定の実施が困難になる。

また、当該評価は、評価基準に基づき面接官等が受検生と直に面接を行った上で記載したものである。加えて、評価基準は、指導経験を積み、評価者としての訓練を受けた面接官等が使用することを前提としているものである。そのため、面接官等以外の者が当該評価を見た場合には、その内容を適切に把握できず、誤った理解の下で自己評価を行うなどにより面接の結果について更なる疑義を生じさせ、その結果として本件学校の入学者決定の公平性・公正性に対する信頼感を損ね、面接評価のやり直しを求められるなど、厳正かつ適正な入学者決定業務に支障を来すおそれがある。

さらに、上記ア6段落目と同様に、面接官等への心理的負担の増大、通常の学校運営業務への著しい支障、そして他の都立学校における業務の支障を生じさせるおそれがある。

加えて、評価欄には、評価のみならず配点が記載されている。これを開示することにより、本件学校の面接においてどの質問項目にどの程度の重きを置いているのかが明らかとなる。これはすなわち、本件学校が、求める生徒の力をどのように捉えているかが明らかとなるということである。本件学校が求める生徒の力をどのように捉えるかは、本件学校の教育目標や教育理念に基づいて本件学校の裁量により決定されるものであるが、当該内容を開示した場合、本件学校が求める生徒の力の捉え方について、本件学校の方針を十分理解していない受検生や保護者に疑義を生じさせ、面接評価のやり直しを求められるなど、厳正かつ適正な入学者決定業務に支障を来すおそれがある。

さらに、当該箇所を開示すると、容易に受検対策に利用されることが想定される。そして、受検技術に基づく偏った学習をする者が高評価を得ることが可能となり、本件学校が求める力を受検生が真に持ち合わせているかどうかを測ることが妨げられ、適切な入学者決定業務に支障を来すおそれがある。

### (3) 「平成29年度東京都立〇〇学校中学部前期入学者決定 面接集計表」について

この資料は、校長を委員長として設置される採点委員会での採点結果をまとめたものである。

#### ア 評価値及び小計値

評価値は、面接官等の評価を踏まえ採点委員会が採点を実施し、その採点結果を記載したものである。採点委員会の採点は、面接官等の評価を基に実施されるが、場合によっては面接官等の評価と差異が出る可能性もある。そのため、採点委員会の担当者以外が当該評価を見た場合、採点結果について疑義が生じ、本件学校の入学者決定に対する信頼を損ねるおそれがある。加えて、採点のやり直しを求められるなど、入学者決定業務に支障を来すおそれがある。

さらに、当該評価を開示することにより上記（２）ア６段落目と同様に、採点委員会の担当者への心理的負担の増大、通常の学校運営業務への著しい支障、そして他の都立学校における業務の支障を生じさせるおそれがある。

小計については、評価値の足し上げ結果であるため、非開示理由は上記の評価値と同様である。

（４）「平成29年度東京都立〇〇学校中学部後期入学者決定 面接票 個表」について

この資料は、面接官等が、面接試験の際に面接の進行及び記録等に使用するものである。

ア 記入者氏名

開示されることが前提となると、面接官等による忌憚のない評価が妨げられ、厳正かつ適正な入学者決定の実施が困難になる。

イ 面接官シナリオ

上記（２）アと同様である。

ウ 評価、倍率及び得点

評価欄及び得点欄については、上記（２）イと同様である。

倍率欄には、質問の各項目の評価を得点化するための倍率が記載されている。これを開示すると、本件学校の面接においてどの質問項目にどの程度の重きを置いているのかが明らかとなる。これはすなわち、本件学校が、求める生徒の力をどのように捉えているのかが明らかとなるということである。本件学校が求める生徒の力をどのように捉えるかは、本件学校の教育目標や教育理念に基づいて本件学校の裁量により決定されるものであるが、当該内容を開示した場合、本件学校が求める生徒

の力の捉え方について、本件学校の方針を十分理解していない受検生や保護者に疑義を生じさせ、面接評価のやり直しを求められるなど、厳正かつ適正な入学者決定業務に支障を来すおそれがある。

また、最下段には、面接の素点が何点満点であり、これが面接以外の検査と合わせた総得点において何点満点に換算されるのかに係る内容が記載されている。これを開示すると、本件学校が入学者決定において面接にどの程度の重きを置いているのかが明らかとなる。このことは、上記倍率欄と同様の理由から、入学者決定のやり直しを求められるなど、厳正かつ適正な入学者決定業務に支障を来すおそれがある。

さらに、当該箇所を開示すると、容易に受検対策に利用されることが想定される。そして、受検技術に基づく偏った学習をする者が高評価を得ることが可能となり、本件学校が求める力を受検生が真に持ち合わせているかどうかを測ることが妨げられ、適切な入学者決定業務に支障を来すおそれがある。

## エ 評価基準

当該箇所には、評価基準が何段階であるかに係る内容並びに各段階に該当すると判断するポイント及び受検生の受け答えの具体例が記載されている。

当該文書は面接官等が記入するものであり、当該評価基準は、指導経験を積み、評価者としての訓練を受けた面接官等が使用することを前提としているものである。面接官等以外の者が当該内容を見た場合には、その内容を適切に把握できず、誤った理解の下で自己評価を行うなどにより面接の結果について更なる疑義を生じさせ、その結果として本件学校の入学者決定の公平性・公正性に対する信頼感を損ね、面接評価のやり直しを求められるなど、厳正かつ適正な入学者決定業務に支障を来すおそれがある。

また、各段階の評価への該当を判断するポイント及び受検生の受け答えの具体例については、開示されると、容易に受検対策に利用されることが想定される。このことは、面接における受検生の受け答えをパターン化させ、それにより、本件学校が求める力を受検生が真に持ち合わせているかどうかを測ることを妨げ、適切な入学者決定業務に支障を来すおそれがある。

(5) 「平成29年度東京都立〇〇学校中学部後期入学者決定 面接評価一覧及び検査結果」について

この資料は、校長を委員長として設置される採点委員会での採点結果をまとめたものである。

ア 項目ごとの得点

当該箇所には、面接の各項目の得点、素点小計及び総得点に占める点として換算した得点、適性検査Ⅰ及び適性検査Ⅱの素点及び素点を総得点に占める点として換算した得点の、いずれも満点が記載されている。さらに、その上段には、面接、適性検査Ⅰ及び適性検査Ⅱ（以下「三領域の検査」という。）の素点を総得点に占める点として換算するための倍率が記載されている。

面接の各項目の得点は、開示することにより、本件学校の面接においてどの質問項目にどの程度の重きを置いているのかが明らかとなる。これはすなわち、本件学校が、求める生徒の力をどのように捉えているのかが明らかとなるということである。本件学校が求める生徒の力をどのように捉えるかは、本件学校の教育目標や教育理念に基づいて本件学校の裁量により決定されるものであるが、当該内容を開示した場合、本件学校が求める生徒の力の捉え方について、本件学校の方針を十分理解していない受検生や保護者に疑義を生じさせ、面接評価のやり直しを求められるなど、厳正かつ適正な入学者決定業務に支障を来すおそれがある。

また、面接の素点小計、適性検査Ⅰ及び適性検査Ⅱの素点、三領域の検査の総得点に占める点として換算した得点は、開示することにより、本件学校が入学者決定において三領域の検査それぞれにどの程度の重きを置いているのかが明らかとなる。このことは、上記面接の各項目の得点と同様の理由から、厳正かつ適正な入学者決定業務に支障を来すおそれがある。

さらに、当該箇所を開示すると、容易に受検対策に利用されることが想定される。そして、受検技術に基づく偏った学習をする者が高評価を得ることが可能となり、本件学校が求める力を受検生が真に持ち合わせているかどうかを測ることが妨げられ、適切な入学者決定業務に支障を来すおそれがある。

三領域の検査の素点を総得点に占める点として換算するための倍率については、上記「三領域の検査の総得点に占める点として換算した得点」と同様である。

## イ 検査結果数値

面接の各項目の得点及びその合計である面接素点小計については、(3)アのうち評価値と同様である。

適性検査Ⅰ及び適性検査Ⅱの素点は、当該得点そのまま最終的な得点となるのではなく、それぞれの得点に倍率をかけ、換算した上で最終的な得点を算出している。そのため、倍率をかける前の得点で受検生同士の得点を比較した場合、その時点で合計点が同じであっても、換算後には得点差が生じ、合否に影響があることもあり得る。このことによって、入学者決定の結果に疑義が生じ、その結果として本件学校の入学者決定の公平性・公正性に対する信頼感を損ね、採点のやり直しを求められるなど、厳正かつ適正な入学者決定業務に支障を来すおそれがあるため、非開示としている。

適性検査Ⅰ及び適性検査Ⅱの素点を総得点に占める点として換算した得点は、上記アのうち面接の素点小計等と同様である。

## ウ 備考

当該箇所は、入学者決定では直接評価の対象とはならないが、入学者を決定するに当たり参考とすべき内容が記載される。そのため、開示されることが前提となると、本来入学者決定における評価の対象でないにもかかわらず、その事項が評価に加味されることを懸念し、受検生が正しい情報を申告しなくなるおそれがある。

## 4 審査会の判断

### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 7月 7日	諮問
平成30年 7月25日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 7月25日	新規概要説明(第189回第一部会)



平成30年 9月27日	審議（第190回第一部会）
平成30年10月 4日	実施機関から理由補充説明書收受
平成30年10月29日	審議（第191回第一部会）
平成30年11月21日	審議（第192回第一部会）

## （2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 実施機関の事務事業について

#### （ア）本件学校の入学者決定について

平成29年度本件学校の入学者決定は、「平成29年度東京都立〇〇学校中学部入学者決定実施要項」（以下「要項」という。）に基づき、「前期入学者決定」（推薦募集）と「後期入学者決定」（一般募集）とが実施された。

#### （イ）前期入学者決定について

要項「Ⅰ\_4 入学者決定の方法等」は、入学者決定の方法を面接とし、「面接は、志願者が自己の能力をアピールする場面を設け、卓越した分野の能力や志望の動機、意欲等を総合的にみる。出願時に提出するビデオや写真等でプレゼンテーションをしながら、自己アピールをすることも可能とする。」と定めている。

#### （ウ）後期入学者決定について

要項「Ⅱ\_4 入学者決定の方法等」は、入学者決定の方法を適性検査及び面接と定めている。

(エ) 採点について

前期入学者決定及び後期入学者決定のいずれについても、要項Ⅰ又はⅡの「5 採点」において、面接及び検査の採点を行うため、校長を委員長とする採点委員会を設置する旨定められており、本件学校の副校長及び教員を含めて組織されている。

イ 本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件開示請求のうち「平成29年度東京都立〇〇学校中学部前期・後期入学者決定 面接録画及び録音データ」（以下「本件請求個人情報」という。）について、不存在を理由とする非開示決定を行い、その余の請求に係る対象保有個人情報として、別表1に掲げる本件対象保有個人情報1から5までを特定し、別表2に掲げる非開示部分がそれぞれ条例16条6号に該当するとして、一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）を行った。

また、実施機関は、平成30年6月5日付保有個人情報一部開示決定通知書において、本件一部開示決定における非開示部分のうち、別表2の「追加開示部分」欄に掲げる部分を開示する追加処分（以下「本件追加処分」という。）を行っている。

ウ 審査会の審議事項について

審査会は、本件追加処分を行った後もなお非開示とされている部分について、別表3のとおり本件非開示情報1から11までに分類した上でそれぞれの非開示妥当性について判断し、その上で本件請求個人情報の不存在の妥当性について判断する。

エ 条例の定めについて

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

オ 本件非開示情報 1 から11までの非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報 1 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 1 は、面接を進めるに当たっての面接官の発言内容が台詞調に記載されている。

実施機関の説明によると、本件非開示情報 1 は、障害がある小学生が受検することを踏まえて平易で均質な言い回しで、さらに受検生ごとに障害が異なるという状況を踏まえ、面接官の発言により有利不利が生じないように工夫して作成されているものであり、必然的にバリエーションが限られるとのことである。

このことを踏まえると、当該情報を開示することにより、面接の進行や質問内容に係る傾向が明らかとなり、受検対策に利用される結果、当該対策に偏った学習をする者が高評価を得る一方、本来入学者として決定されるべき者が評価されないなど、適正な入学者決定業務に支障を来すおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報 1 は、条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 及び 8 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2 及び 8 には、面接官等が面接を実施するに際しての評価ポイントの詳細が記載されており、このうち本件非開示情報 8 には、評価段階ごとに受検生の受け答えを具体的に例示した上での評価ポイントが詳細に記載されている。

これらの情報を開示することにより、受検対策に利用される結果、設問に対する応答をパターン化するような受検対策をして面接を受ける者が高評価を得る一方、本来入学者として決定されるべき者が評価されないなど、適正な入学者決定業務に支障を来すおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報 2 及び 8 は、条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報 3 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 3 には、本児と面接した面接官等による項目ごとの評価に係る情報が記載されている。

これらの情報を開示することにより、関係者の反応を懸念するあまり、面接官等が率直な評価を行うことをためらうようになるなど、適正な入学者決定業務に支障を来すおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報 3 は、条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報 4、7 及び 9 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 4 及び 7 には、面接における質問項目ごとの配点が記載されており、このうち本件非開示情報 7 には、各質問項目を得点化するための倍率が記載されている。

また、本件非開示情報 9 には、面接及び適性検査を通じた満点を意味する総得点、面接における質問項目ごとの配点及びこれらの小計としての面接素点並びに適性検査 I 及び適性検査 II それぞれに係る素点が記載され、さらに面接、適性検査 I 及び適性検査 II の素点を総得点に占める点数にそれぞれ換算するための倍率と換算後の点数が記載されている。

これらの情報を開示することにより、入学者決定において、どの部分に重きをおいて評価が行われているのかに係る情報が明らかとなり、受検対策に利用される結果、当該対策に偏った学習をする者が高評価を得る一方、本来入学者として決定されるべき者が評価されないなど、適正な入学者決定業務に支障を来すおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報 4、7 及び 9 は、条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報 5 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 5 には、面接に係る面接官等の評価を踏まえた採点委員会による採点結果が記載されている。

これらの採点結果は項目ごとに記載されているものであり、これらの情報を開示することにより、関係者等からの問合せや苦情等を招くこととなり、それらへの対応に係る負担が増大し、授業、生徒指導、学校行事等学校運営業務に著しい支障を来すおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報 5 は、条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(カ) 本件非開示情報6について

審査会が見分したところ、本件非開示情報6には、面接官等の氏名が記載されている。

実施機関の説明によると、面接官等は氏名を伝えずに面接を行うとのことであり、当該情報が開示されることにより、関係者の反応を懸念するあまり、面接官等が率直な評価を行うことをためらうようになるなど、適正な入学者決定業務に支障を来すおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報6は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(キ) 本件非開示情報10について

審査会が見分したところ、本件非開示情報10には、適性検査Ⅰ及び適性検査Ⅱに係る検査結果数値として、素点と得点とがそれぞれ記載されている。

実施機関の説明によると、適性検査Ⅰ及び適性検査Ⅱの素点にそれぞれ倍率をかけた換算後の数値が最終的な得点となるため、適性検査Ⅰ及び適性検査Ⅱの素点合計と得点合計とでは、受験生間で逆転が生じることがあるとのことである。

これを踏まえると、適性検査Ⅰ及び適性検査Ⅱそれぞれの素点を開示することにより、入学者決定結果に疑義を生じさせる結果、本件学校の入学者決定の公平性・公正性に対する信頼感を損ない、採点のやり直しを求められるなど、適正な入学者決定業務に支障を来すおそれがあると認められる。

また、適性検査Ⅰ及び適性検査Ⅱそれぞれの得点を開示することにより、入学者決定において、どの部分に重きをおいて評価が行われているのかに係る情報が明らかとなり、受験対策に利用される結果、当該対策に偏った学習をする者が高評価を得る一方、本来入学者として決定されるべき者が評価されないなど、適正な入学者決定業務に支障を来すおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報10は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(ク) 本件非開示情報11について

審査会が見分したところ、本件非開示情報11が記録されている公文書は、複

数の受検生に係る面接評価や検査結果について、一覧表としてまとめられたものであり、本件非開示情報11は、このうち本児に係る情報が記録された行の備考欄に該当するが、同欄には何も記載されておらず、空欄となっていることが確認された。

実施機関の説明によると、当該一覧表の備考欄は、入学者決定における評価の対象とはならないものの参考とされる情報を記録する欄として使用されており、当該情報を開示することにより、評価対象ではないにもかかわらず評価対象とされることを懸念するあまり、受検生が正確な情報を申告しなくなり、適正な入学者決定手続に支障を来すおそれがあるとのことである。

しかしながら、本件開示請求に係る対象保有個人情報として特定されるのは本児に係る情報のみであり、本件非開示情報11が空欄である以上、これを開示することによる支障はないものと言わざるを得ない。

以上のとおりであるから、本件非開示情報11は、条例16条6号に該当せず、開示すべきである。

#### カ 本件請求個人情報の不存在の妥当性について

実施機関の説明によると、本件学校の入学者決定面接について、録画も録音も行っていないため、これらに係る保有個人情報は存在せず、不存在を理由とする非開示決定を行ったとのことである。

審査請求書における「非開示のプレゼン及び面接の記録がないことについては不服がある。点数化して可否を出しているため、記録は必要である。」との記述から、審査請求人は、評価を行うに当たり、録画や録音による記録が必要であるから、記録が存在しないということは納得できない旨主張しているものと解される。

そこで、実施機関に確認したところ、面接における受検者に関する評価は、面接官等により面接時にその場で書き込まれるものであり、面接におけるやり取り等の録画や録音は、評価の過程で必要ではないとのことであった。

これを踏まえると、本件請求個人情報は存在しないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件請求個人情報を不存在を理由として非開示とした決定は、

妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらは審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも

別表1 本件対象保有個人情報

本件対象 保有個人 情報	本件対象保有個人情報が 記録されている公文書の件名
1	平成29年度東京都立〇〇学校中学部前期入学者決定 面接進行表（シナリオ）
2	平成29年度東京都立〇〇学校中学部前期入学者決定 面接記録用紙兼評価用紙
3	平成29年度東京都立〇〇学校中学部前期入学者決定 面接集計表
4	平成29年度東京都立〇〇学校中学部後期入学者決定 面接票 個表
5	平成29年度東京都立〇〇学校中学部後期入学者決定 面接評価一覧及び検査結果



別表2 本件一部開示決定における非開示部分及び本件追加処分における追加開示部分

本件対象 保有個人 情報	非開示部分	追加開示部分
1	面接官の説明及び質問等、評価基準、評価	評価基準
2	面接官の説明及び質問等、評価基準、評価	評価基準
3	評価値、小計値、合計値	合計値
4	記入者氏名、面接官シナリオ、評価・倍率・得点、評価基準	—
5	項目ごとの得点、検査結果数値、備考	「検査結果数値」中「面接〇〇得点」欄及び「総得点」欄

別表3 本件非開示情報

本件 非開示 情報	本件対象 保有個人情報	非開示部分
1	1及び2	面接官の説明及び質問等（評価のポイントが記載された部分を除く。）
	4	面接官シナリオ
2	1及び2	面接官の説明及び質問等のうち、評価のポイントが記載された部分
3	1及び2	評価（配点を除く。）
	4	評価・倍率・得点（配点及び倍率に係る情報を除く。）
4	1及び2	評価のうち配点
5	3	評価値、小計値
	5	検査結果数値のうち面接に係るもの
6	4	記入者氏名
7	4	評価・倍率・得点のうち、配点及び倍率に係る情報
8	4	評価基準
9	5	項目ごとの得点
10	5	検査結果数値（面接に係るものを除く。）
11	5	備考

別表4 開示すべき部分

開示すべき部分
本件非開示情報11